子壽渡邊國武殿

如報

国立国会図書館　渡辺国武関係文書（その2）1707

国立国会図書館　渡辺国武関係文書（その2）1707

国立国会図書館　渡辺国武関係文書（その2）1707

拜啓益御清祥奉
賀候然ハ過日参堂
御所ヶ仕ル其節御
内話申上ル果官房
長伊藤ニ云こ之ハ為
國家杞憂ヲ抱キ故
衷情ヲ申上ル迄ニ而他ニ
一事ノ有スヘキニ非ス只此
事ハ議會ノ操縦為
國ハ第一ノ御要務ニ
ヨリ特ニ御通
知ヲ以テ御
案ヲ上テ熟考ス
ヘキ旨ヲ被招
其者ノ果局
長ニ推撰強テノ内
諾ニ預リ故即座ニ謝

陰[illegible]
[illegible]
[illegible]

始ノ二撰ル聲シタリト雖モ
其振ハン成ル所ノ量見ハ
抱持不敢実ニ嗤笑シ
至ニ堪ヘ難シ併シ撰者ノシテ
政友會ヲ退カシメ人一
策カトモ思シ何ヲ動ク
不能ハ若撰者ノ退會ヲ
望マル歟ナレハ何時ニテモ退
會可致ヲ孫ノ計策ニ
及ブ歟ハ貴君ト小生
別御懇親ニ致居ル
事ニ有之ヲ中上ル
間敷ト退會スキヤ否其
要ニ委ス腹蔵御内
示ヲ乞ハ為ニ此段内々
事ノ出ニ云ル
ナリ
十一月七日　久我通之
子爵渡辺国武殿

国立国会図書館　渡辺国武関係文書（その2）1707

會可既ク拙ノ計策ニ
及ブベカラズ貴君トハ昨
別御懇親ニ既居ル
事ニテ有之ニ付、申上ル
間敷ト迷會スルヤ否其
迷惑ニ及ブ腹義御用
示ラルル為ニ如此内々
事ノ出来ニ及ル
[illegible]

十一月七日　久我通之

子爵渡辺國武殿

当参堂ニ上ル上ル
内々御多忙中ニ
形如斯御[illegible]
[illegible]
四一度拝ノ投火
[illegible]

国立国会図書館　渡辺国武関係文書（その2）1707